

# 7月から いきいきバスが 変わります！



高齢者の皆さんの通院やお買い物などの外出を支援するために平成25年度から実施している「いきいきバス」の内容を発展的に見直し、対象路線を市内を運行する全てのバス路線に拡大します。詳しくは下表をご覧ください。

新しい「いきいきバス」は7月1日(金)から実施します。7月1日(金)からは、事前に購入していただいた乗車券(金券・下表③)で規定の運賃を支払っていただくこととなりますので、ご乗車の際はくれぐれもご注意ください。

乗車券の販売は、市役所・総合支所・出張所は6月20日(月)から、公民館は6月21日(火)から行いますので、事前に購入し



▲6月下旬から販売する乗車券(左・中)と新しい利用者証(右)。

準備くださいますようお願いいたします。

今回の見直しは、利用できるバス路線を、市内を運行する全てのバス路線に拡大するだけではなく、利用者の皆さんの負担の公平性を保つために行いました。従来の100円ではなく、既定の運賃を乗車券でお支払いいただくことになるため、乗車距離によっては支払い金額が若干増える場合がありますが、ご理解・ご協力をお願いします。

## 問合せ

○市庁舎本館1階 高齢介護課  
長寿・いきがい対策係

Tel 0897-52-1292

○東予総合支所 市民福祉課福祉係

Tel 0898-64-2700 内線141

○丹原総合支所 市民福祉課市民福祉係

Tel 0898-68-7300 内線281

○小松総合支所 市民福祉課市民福祉係

Tel 0898-72-2111 内線123

## いきいきバスの見直し内容

項目	変更前(6月30日(木)まで)	変更後(7月1日(金)以降)
①利用できるバス路線	市内に起点・終点のあるバス路線 ○瀬戸内バス(3路線) ○せとうち周桑バス	市内を走っている全てのバス路線 ○瀬戸内バス ○せとうち周桑バス ○伊予鉄バス(瀬戸内バスと共同運行) ※市発行の乗車券を使用できるのは、市内で乗車と降車をする場合に限りです。 ※乗車券については表下部の③・④をご覧ください。
②利用者証	市役所・総合支所の窓口で発行。 発行の際に、顔写真が必要。	満75歳以上の方全員に交付します。 顔写真を貼付する必要はありません。 ※現在お持ちの利用者証も、引き続きご利用いただけます。
③運賃の支払い方法	バスを降りるときに、利用者証を乗務員に見せ、利用券と100円で支払います。	事前に市の発行する乗車券を購入します。 バスを降りるときに、利用者証を乗務員に見せ、購入した乗車券(金券)で規定の運賃を支払います。
④乗車券	—————	市役所・総合支所・出張所では6月20日(月)から、公民館(中央公民館を除く)では6月21日(火)から購入できます。額面3,000円分の乗車券を1,000円で販売します。 ※購入時には利用者証の提示が必要です。